

厚生委員会資料
令和4年12月13日
市民生活部
生活総務課

第6次

秋田市男女共生社会への市民行動計画

パートナーシッププラン～ともに生きる社会めざして～

(原案)

令和 年 月

秋 田 市

目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2
5	男女共生を取り巻く秋田市の動き	3
6	秋田市の現状	5
II	基本理念	8
III	基本目標	9
IV	施策・事業	10
	施策・事業体系図	
	基本目標 1 性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち	
1	男女共生についての理解の推進	14
2	学習機会と情報の提供	16
	基本目標 2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち	
1	人権の尊重、生命や家族を大切にする意識の醸成	18
2	心身の健康や性への配慮	20
	基本目標 3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち	
1	あらゆる分野における女性の活躍推進	24
2	ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境の向上	25
3	誰もが安心して働くことができる生活環境の整備	28
	基本目標 4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち	
1	自律と支えあいによる人生の質の向上	29
2	市民協働によるまちづくり	31
	重点取組事項	33

V	計画推進のために	34
1	計画の充実	34
2	男女共生推進会議による施策・事業の充実	34
3	計画の進捗管理・評価	34
4	推進体制の整備	35
5	男女共生意識の浸透をはかる広報・イベントなどの充実	35
6	事業所の取り組みへの支援	36
7	未来を見据えた調査・研究の実施	36

VI	資料編	
1	男女共生と多様性に関する市民生活調査（令和３年９月）結果（抜粋）	
2	女性活躍推進企業実態調査（令和３年７月）結果（抜粋）	
3	第５次秋田市男女共生社会への市民行動計画の進捗状況（計画期間の総括）	
4	相談窓口一覧	
5	秋田市男女共生推進都市宣言	
6	日本女性会議２０１６秋田大会宣言	
7	秋田市男女共生推進会議設置要綱（抜粋）	
8	秋田市男女共生推進会議委員	

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、「男女」という性別だけでなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる男女共生社会の実現をめざしています。

平成3年（1991年）から取り組みをスタートし、8年（1996年）に「秋田市男女共生社会への市民行動計画」を策定後、社会状況の変化に応じて計画を見直しながら、総合的・計画的に施策・事業を展開してきました。

その間、全国的に男女共同参画社会の実現に向けた気運が高まり、女性が活躍するステージが広がる一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に女性の就労や生活を取り巻く環境の厳しさが浮き彫りとなり、さまざまな場面で依然として、偏見や差別に苦しみ、自分らしく生きることができない人も決して少なくありません。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するためには、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあうことが基盤となります。

また、少子高齢化の進行に伴い、本市の総人口、生産年齢人口が減少するなか、社会の活力を持続的に高めていくためには、多様な視点による男女共生社会の推進がこれまで以上に求められています。

このような状況のもと、これまでの取り組みを継承しつつ、新たな課題に対応するため、第5次市民行動計画の内容を見直し、本計画を策定します。

「男女共生社会」について

本市が使用している「男女共生社会」は、平成3年に設置された「秋田市男女共生社会に関する懇話会」（平成14年に秋田市男女共生推進会議に改称）の提言を受けて使用している表現です。「男女」という性別だけでなく、年齢、職業、身体状況、国籍などにかかわらず、誰もが互いの人権を認めあい、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮することができる社会の意味を込めたもので、本市独自の考え方です。

2 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法（※1）第14条第3項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」、秋田県の「秋田県男女共同参画推進計画」を勘案して策定する、本市が男女共生社会を推進するための基本計画であるとともに、「第14次秋田市総合計画」（令和3年3月策定）における部門別の個別計画に位置づけられる計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（※2）（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画（以下、「秋田市女性活躍推進計画」という。）として、基本目標3を位置づけています。

※1「男女共同参画社会基本法」とは、男女共同参画社会を実現するための5本の柱（基本理念）を掲げ、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めた法律です。

※2「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」とは、女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則を掲げ、行政（国、地方公共団体）と事業主それぞれが果たすべき責務を定めた法律です。

3 計画の期間

令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の構成

本計画は、「基本理念」、「基本目標」、「施策・事業」、「計画推進のために」により構成されます。

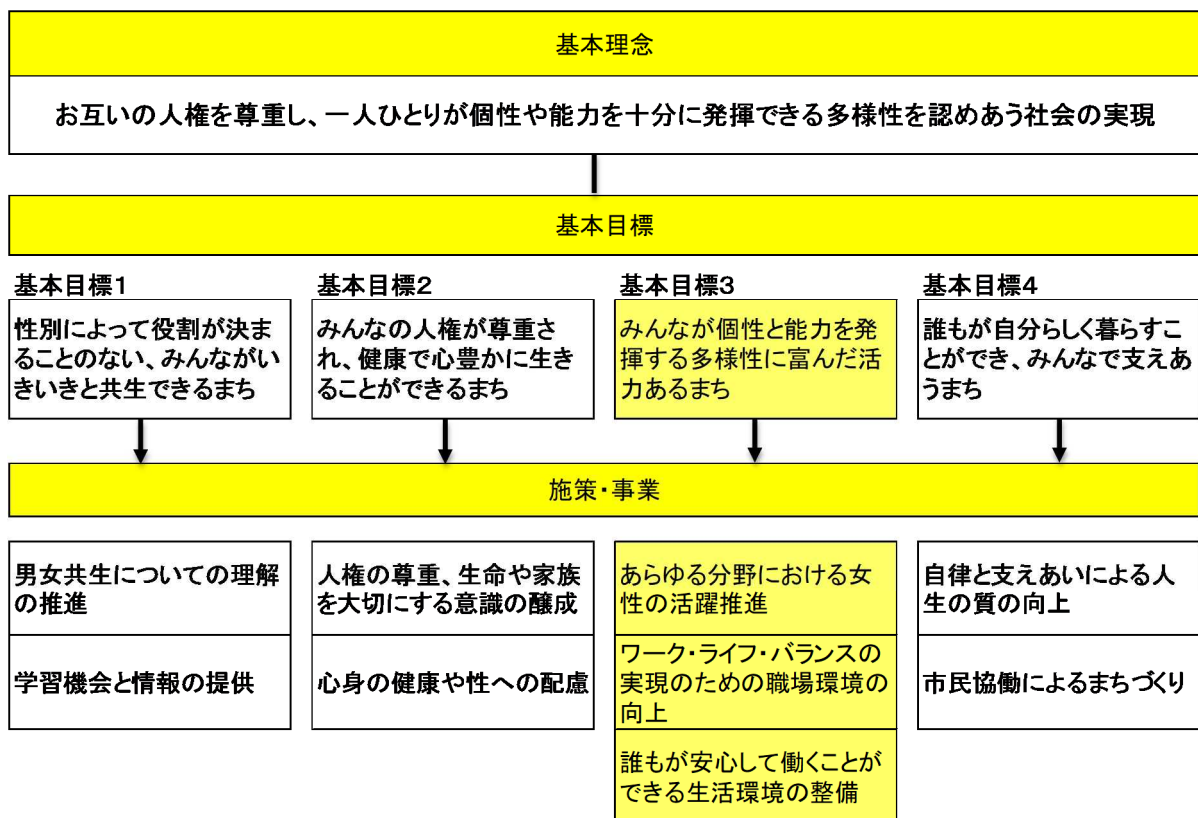
「基本理念」は、本計画でめざす、本市のあるべき姿を示すものです。

「基本目標」は、基本理念を実現するための、より具体的な目標を設定するものです。

「施策・事業」は、基本目標を実現するための取り組みを示すものです。

「計画推進のために」は、本計画に基づき、男女共生を着実に推進するための体制づくり、基本的な取り組み、計画の進捗管理などをまとめたものです。

第6次市民行動計画の体系図



（秋田市女性活躍推進計画）

5 男女共生を取り巻く秋田市の動き

1980年 (昭和55年)	「働く婦人の家」設置 産業部商工観光課の施設として設置され、世界、国、県の動向を見据え、女性の地位向上への取り組みをはじめました。
1991年 (平成3年)	「婦人センター」（「働く婦人の家」を併設）設置 教育委員会生涯学習室の施設として設置し、本市に女性政策担当部門が誕生し、諮問機関として「秋田市男女共生社会に関する懇話会」を設置するとともに、行政内部組織として「秋田市男女共生社会を進める行政連絡会議」を発足させました。また、男女共生社会を考えるきっかけづくりの場として、「きらめく北の男女フォーラム」を開催しました。同フォーラムは、2002年（平成14年）から「しあわせ実感男女フォーラム」、2010年（平成22年）からは「男女共生フォーラム」に改称しました。
1993年 (平成5年)	「男女共生社会実現への提言－ともに生きる社会めざして－」の提言 「秋田市男女共生社会に関する懇話会」から市に提言されました。この提言書により、女性だけでなく男性も、高齢者も子どもも、障がいのある人も、国籍の違う人も、差別なくいきいきと暮らせる社会をめざして、市民一人ひとりの共生意識の向上と、性差の枠にとらわれずに個性に視点をあてることを基本とした環境づくりが求められました。
同年	婦人センターを「女性センター」に改称
1996年 (平成8年)	「秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定 「男女共生社会実現への提言－ともに生きる社会めざして－」を踏まえて策定しました。この計画に基づいて、市民情報誌や男女共生ガイドブックの発行、学習会・セミナーの開催、女性人材リストの作成など、男女共生社会の実現のための施策・事業を推進しました。
同年	女性センターを「女性学習センター」に改称 改称とともに、女性政策担当部門を商工部労政課に移管しました。
1998年 (平成10年)	商工部労政課に男女共生政策担当を設置
2000年 (平成12年)	商工部工業労政課に「男女共生政策室」を設置
2001年 (平成13年)	「秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、「第2次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定

2002年 (平成14年)	「男女共生政策室」を企画調整部に移管 全庁横断的な組織体制を整備しました。また、「秋田市男女共生社会に関する懇話会」を「秋田市男女共生推進会議」に改組し、「秋田市男女共生社会を進める行政連絡会議」を廃止しました。
2005年 (平成17年)	「男女共生・次世代育成支援室」を企画調整部に設置 男女共生政策と次世代育成支援を一体的に進めることとしました。
2007年 (平成19年)	「第2次秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、「第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定
2010年 (平成22年)	「男女共生・次世代育成支援室」を改組し、企画調整課に「男女共生・絆づくり担当」を設置
2011年 (平成23年)	「市民生活部市民協働・地域分権推進課」に移管 男女共生を市民と幅広く連携して推進することとしました。
2013年 (平成25年)	「第3次秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定
2015年 (平成27年)	「秋田市男女共生推進都市宣言」 男女共生社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進することを広く周知するため、宣言を行いました。
2016年 (平成28年)	「男女共生・女性会議推進室」設置、「日本女性会議2016秋田」の開催 市民生活部市民協働・地域分権推進課を改組し、日本女性会議の開催に向け、設置しました。また、同年、男女共生社会の確立に向けた取り組みの一環として「日本女性会議2016秋田」を開催しました。
2017年 (平成29年)	市民生活部生活総務課に「女性活躍推進担当」設置 男女共生・女性会議推進室を改組して設置し、女性活躍推進担当課長を配置しました。
2018年 (平成30年)	「第4次秋田市男女共生社会への市民行動計画」改定、「第5次秋田市男女共生社会への市民行動計画」策定

6 秋田市の現状

(1) 人口

令和2年(2020年)国勢調査における秋田市の人口は、307,672人(男性145,411人、女性162,261人)となり、前回調査(平成27年(2015年)国勢調査)と比較して8,142人減少し、減少率は2.6%となっています。

また、15歳未満の年少人口は32,924人、15～64歳の生産年齢人口は177,299人、65歳以上の老年人口は97,449人となり、総数に占める割合はそれぞれ10.7%、57.6%、31.7%となっています。前回調査と比べて、年少人口が0.6ポイント、生産年齢人口が2.5ポイント、それぞれ低下し、老年人口は3.1ポイントの上昇となっています。64歳以下の年少人口および生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の老年人口の割合が大きく増加しています。

(2) 市民意識

本計画の策定に向け、令和3年(2021年)9月に、18歳以上の市民3,000人を対象とした「男女共生と多様性に関する市民生活調査」を実施し、「多様性」「家庭生活」「結婚」「教育」「仕事と家庭」「介護や老後」「男女の人権に関わる問題」に関する考え方や行動を取りまとめました。

また、調査結果を秋田市男女共生推進会議専門委員会において分析し、市民意識に関する課題を次のとおり把握しました。

① 多様性について

多様性を尊重する考え方は、性別、年齢、身体状況、国籍などの属性にとらわれることなく、お互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を発揮できる社会にとって非常に重要であり、「男女共生社会」の考え方の大きな基盤となるものです。

多様性を尊重していくという考え方について、市民意識は高まっており、多様性のうち、LGBTQなど性的少数者についても社会的な関心は高まっています。しかしながら、多様性を受容することについてはいまだ十分とはいえず、さまざまな偏見や差別の解消に向け、この理念を広く啓発するための取り組みを進める必要があります。

② 家庭生活について

男女平等意識は確実に高まってきていますが、家事・育児・介護における役割分担は、以前として、女性の負担が重い実態があり、意識と実態の乖離が見られます。

アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を含む固定的性別役割分担意識の解消と、それに基づく構造的な課題を明らかにし、家事・育児・介護の適切な役割分担を促す取り組みを行う必要があります。

③ 結婚について

結婚に対して、男女とも消極的な傾向が一層強まり、いわゆる非婚化の進展がうかがわれます。家庭を営む（家計を支える）ことへの不安による萎縮、諦めの背後にある社会環境に目を向ける必要があります。

固定的な家族・家庭観から自由になることや、多様な働き方（勤務時間の柔軟化、起業や副業・兼業など）やパートナーシップのあり方など、従来とは異なる選択肢もあることを示す必要があります。

④ 教育について

子育てにおいて、男女共にやさしさや思いやりのある子に育てることを重視している親の割合が高く、「男だから」「女だから」といった固定観念にとらわれず、ひとりの人間として共通の価値を重視する教育の実践が求められています。そのため、学校教育に求めることも、性別にとらわれず、本人の個性や能力を生かす教育を要望する割合が高く、この重要性を強く認識し、特に子どもにとって身近な存在である親や教員などの啓発に力点を置くことが求められています。

⑤ 仕事と家庭について

女性の就労とその継続について、否定的な意見は非常に少なくなっています。しかしながら、女性の仕事と家庭生活の両立が難しい状況は大きく変わっておらず、就業継続や職場における両立支援制度の充実、多様で柔軟な働き方の推進、男性の家事参加等の環境整備が引き続き求められています。

女性が働きやすい職場環境は、女性のみならず誰もが働きやすい職場環境につながることから、仕事と家庭生活を両立することが可能な職場の環境づくりが求められています。

⑥ 介護や老後について

多世代同居率の高い秋田でも、高齢世帯、単身世帯の増加や高齢者の施設入所の増加が見られる中、最後まで自分らしく、希望に添って生活できる環境づくりの推進が求められています。

介護の担い手については、男性の積極的な参加を促し、男女ともに介護を担うことが望ましいという意識が高まっていますが、現実には女性に依存する傾向がなお残ることがうかがわれます。家族、地域など多様な主体で介護を担う仕組みづくりが求められています。

⑦ 男女の人権に関わる問題について

学校教育の場における平等意識は高くなっていますが、家庭生活や職場、社会通念や慣行において、いまだ「男性優遇」が見られます。家庭生活においては、固定的性別役割分担の意識はなお根強く、家事・育児・介護において女性の負担が重い構造があります。このことは、職場においても同様に男女間の仕事や処遇（地位や賃金等）の不平等や、またワーク・ライフ・バランスの問題につながっています。男女平等の意識と実態の乖離解消について一層の取り組みが必要です。

ドメスティック・バイオレンスやハラスメントについて、社会意識の改善はありますが、今なお取り上げにくい問題と見受けられ、意識啓発、相談施設等の充実や周知など、声を拾い上げる環境づくりが必要です。

Ⅱ 基本理念

お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる
多様性を認めあう社会の実現

私たちは、誰もがその人なりの個性を持って生まれてきた、かけがえのない存在です。そして誰もが自分らしく生きていくことを願っています。

私たちは、一人ひとりそれぞれ、性、年齢、職業、国籍あるいは身体状況や社会的・経済的条件など、さまざまな属性・特性を持ち、さまざまな状況・環境の中で生きています。

こうした特性や状況・環境の違いは、これまでしばしば「差別」や「制約」の根拠とされ、私たちが自分らしく生きることの妨げになることが多くありました。

私たちは今、多様性に目を向ける必要があります。

特性や状況の異なる人々が違いを理由に排除されず、ともに生き、それぞれの個性や能力を発揮することは、社会の活力を高め、より成熟した社会につながります。

私たちがめざす「多様性を認めあう社会」、それは、一面的な見方にとらわれることなく、一人ひとりがさまざまなあり方を認めあい、その個性や能力を発揮できる社会です。

それは、誰もが尊重される社会です。

誰もが生きる喜びを持ち、幸せを感じて生きていくことができる社会です。

私たちは、その社会を「市民共生社会」と呼びたいと思います。

Ⅲ 基本目標

基本目標 1 性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち

私たちは、今、男女平等を自然なこととして受けとめています。しかし、法律や制度の整備が進んでいる一方で、家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場において、「男だから」「女だから」と性別と役割を結びつけて考える意識は、残っています。

◎性別に縛られない「性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち」をめざします。

基本目標 2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち

私たちは、一人ひとりが、かけがえのない大切な存在です。

すべての人が、男女という性別はもとより、年齢、職業、身体状況、国籍など、あらゆる属性・特性による差別や制約を受けることなく、夢や希望を実現できるよう自由な選択を認められ、認めあうことが大切です。

◎誰もが人として尊重され、そして皆を尊重する「みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち」をめざします。

基本目標 3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち

私たちは、誰もがすばらしい個性、感性、能力を持って生まれてきています。

誰もが、「なりたい自分」をめざし、個性と能力を発揮し自分らしく生きることを願っています。

社会は、一人ひとりの多様な個性や能力を受け入れることにより、活力を得て、発展していきます。特に能力が十分生かされていなかった女性が活躍の幅を広げていくことは重要です。

◎一人ひとりの個性や能力がきらめき、響きあう「みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち」をめざします。

基本目標 4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

私たちは、社会のなかで一人では生きていけません。常に誰かを支え、そして誰かに支えられて生活しています。支えあい、私たちのあらゆる生活の場面で、自助・共助・公助など、さまざまな形で行われています。

その基盤となるのが、多様性を認めあい、誰もが互いに尊重しあう男女共生の理念です。

◎一人ひとりが力をあわせ住みよいまちを築く、「誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち」をめざします。

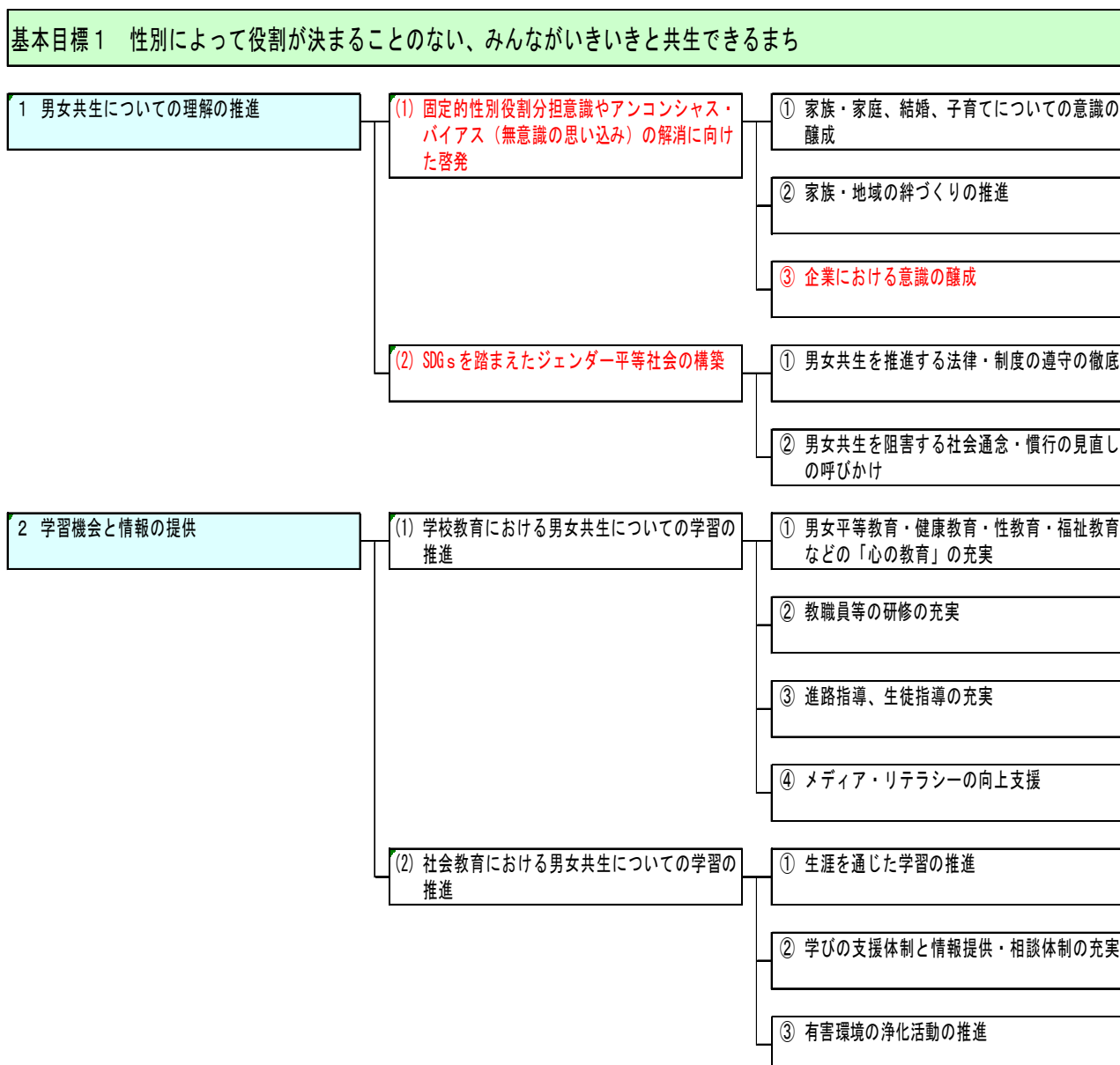
IV 施策・事業

施策・事業は、基本目標を実現するための具体的な取り組みです。

4つの基本目標ごとに、市が取り組む施策・事業を体系化するとともに、本計画の期間中に特に重点的に取り組む内容については、「重点取組事項」として数値目標を設定しています。

基本目標 1	性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち
基本目標 2	みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち
基本目標 3	みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち（秋田市女性活躍推進計画）
基本目標 4	誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

【施策・事業体系図】



基本目標2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち

1 人権の尊重、生命や家族を大切にする意識の醸成

(1) 人権教育の推進

① 学校教育における人権教育の充実

② 社会教育における学びの機会の充実

③ 人権の大切さを学ぶ機会の充実

(2) 性的指向・性自認への理解の推進

① 多様性に対する理解の推進

② 学校教育における理解の推進

(3) 相談機能の充実と関係機関との連携強化

① 複合的な問題に対応できる相談しやすい体制の確保

(4) 生活上の困難を抱える世帯への支援

① 生活上の困難を抱える世帯への支援

2 心身の健康や性への配慮

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

① 健康教育や相談、健康診査等の充実

② 生涯スポーツの推進による体力づくり

③ 食育の推進

④ こころの健康づくり

(2) 女性の健康維持と増進

① 女性の健康についての理解と啓発

② 母性保護と母子保健の充実

(3) 虐待や暴力の根絶

① あらゆるハラスメントや暴力の防止対策と被害者保護の充実

② 児童虐待の防止対策および被害者保護の充実

基本目標3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち（秋田市女性活躍推進計画）

1 あらゆる分野における女性の活躍推進

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画推進

① 女性の人材の育成

② 多様な選択を可能にする学びの機会の充実

③ 企業・各種団体などにおける女性の参画推進

④ 女性管理職の登用拡大

⑤ 女性の公職参画の拡大

2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境の向上

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の改善

① 女性活躍推進の視点に立った法律・制度の普及徹底と利用促進

② 働きやすい職場環境の整備

③ 女性家族従事者の環境向上の促進

(2) 多様で柔軟な働き方を可能にする労働環境の整備

① パートタイム労働法をはじめとする法律・制度の普及徹底と利用促進

② 就業援助・資格取得などへの支援

③ 求人情報の提供と専門機関との連携

④ 起業家への支援

(3) 仕事と子育て・介護などの両立

① 育児・介護休業法をはじめとする法律・制度の普及徹底と利用促進

② ワーク・ライフ・バランスの推進

3 誰もが安心して働くことができる生活環境の整備

(1) 生活上の困難を抱える世帯への支援（再掲）

① 生活上の困難を抱える世帯への支援

基本目標4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

1 自律と支えあいによる人生の質の向上

(1) 地域福祉の充実

① 地域福祉の推進

② エイジフレンドリーシティの推進

(2) 社会福祉の充実

① 児童福祉の充実

② 障がい者福祉の充実

③ 高齢者福祉の充実

(3) 安全・安心・快適な毎日の実現

① 消防・救急体制の充実

② 危機管理体制の確立

③ 健全な消費の確保

2 市民協働によるまちづくり

(1) 市民の主体的な活動の実現

① 地域づくり組織の支援

② 自治活動の支援

③ 市民活動の育成・支援

(2) 国際理解と国際交流の推進

① 多文化の理解と共生の推進

② 男女共生の国際的水準の把握と達成に向けた取り組みの推進

基本目標 1 性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち

1 男女共生についての理解の推進

私たちは、家族、学校、地域、職場などさまざまな社会単位に所属し、他者とつながりを持って生活しています。その中でも、家族・家庭は社会性を身につけていく最も身近なステージであり、男女共生の意識形成のベースとなります。

一つひとつの家族・家庭で醸成された男女共生意識が社会全体に広がっていくよう、男女共生についての理解を推進します。

(1) 固定的性別役割分担意識（※1）やアンコンシャス・バイアス（※2、無意識の思い込み）の解消に向けた啓発

家族・家庭内および職場などにおいて、性別による固定的な役割分担の見直しが進むよう、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消をはかり、男女共生意識の醸成につとめます。また、市民一人ひとりが、互いを大切にし、支えあい、助けあいのもとで幸せな生活を送ることができるよう、家族・地域の絆づくりに取り組みます。

※1 「固定的性別役割分担意識」とは、個人の能力とは関係なく、性別を理由にして役割を固定的に分ける考え方です。

※2 「アンコンシャス・バイアス（unconscious bias）」とは、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等とも表現され、無意識の偏ったものの見方をいいます。

施策・事業	実施内容	担当課
①家族・家庭、結婚、子育てについての意識の醸成	家族・家庭、結婚、子育てにおける、これまでの性別役割に基づく慣習の見直しにつなげていけるよう、イベントや各種講座の開催、情報誌などを通じた啓発活動を継続して実施します。	生活総務課 市民サービスセンター 子ども未来センター
②家族・地域の絆づくりの推進	「家族の日」や「家族の週間」（※1）にあわせて絆づくり事業を実施するなど、家族や地域の人々のふれあいや絆づくりの意識の醸成を進めます。 また、地域づくり交付金（※2）などを活用した地域の絆づくりを支援します。 ※1 「家族の日」とは、11月第3日曜日、「家族の週間」とはその前後各1週間。子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについて理解を深めるため、平成19年（2007年）に内閣府が制定しました。 ※2 「地域づくり交付金」とは、個性ある地域づくりおよび地域課題の解決をめざした地域の団体、市民活動団体、学生団体などが自主的に実施する事業に対し、市が財政面から支援する制度です。	生活総務課 市民サービスセンター

③企業における意識の醸成	これまでの性別役割に基づく慣行などの見直しが進められるよう、企業を対象とした講座などを実施します。	生活総務課
--------------	---	-------

(2) SDGs (※1) を踏まえたジェンダー平等 (※2) 社会の構築

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による決めつけや偏見、性差別をなくし、性別による偏りのない社会システムの構築に取り組みます。

※1 「SDGs」とは、Sustainable Development Goalsの略で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むために、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された2030年までの国際社会全体の持続可能な開発目標です。

※2 「ジェンダー平等」とは、性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができることで、SDGsのゴールの一つとして、ジェンダー平等の実現が挙げられています。

施策・事業	実施内容	担当課
①男女共生を推進する法律・制度の遵守の徹底	「男女共同参画社会基本法」や「女性活躍推進法」の周知をはじめ、「男女雇用機会均等法」（※1）や「育児・介護休業法」（※2）の改正など、各種法律や制度についての最新の情報を周知し、その遵守について、関係機関に働きかけます。 ※1 「男女雇用機会均等法」とは、正式名称は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」です。この法律により、原則として募集・採用、配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇において、男女差をつけることが禁止されています。 ※2 「育児・介護休業法」とは、正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」です。子どもの養育や家族の介護を容易にするため、育児・介護休業や短時間勤務制度等に関して、事業主が講ずるべき措置が定められています。	生活総務課
②男女共生を阻害する社会通念・慣行の見直しの呼びかけ	家庭、学校、地域、職場における、これまでの性別役割に基づく社会通念や慣行などの見直しが進められるよう、社会全体に幅広く呼びかけます。	生活総務課

2 学習機会と情報の提供

私たちは、目標に向かい成長し希望に満ちた生活を送ることを願い、生涯にわたり学び続けます。男女共生を推進するためには、あらゆる教育、学びの場で、男女共生についての理解と学習をしていくことが大切です。

また、メディアなどがもたらす情報は、私たちの意識形成に影響を及ぼすとともに、情報の中には人権への配慮に欠けるものや適切な表現とは言えないものも少なくありません。

あらゆる学習機会を通じ、男女共生についての理解を深める働きかけを行うとともに、メディアなどを通じ、男女共生意識が幅広く浸透するようつとめます。

(1) 学校教育における男女共生についての学習の推進

幼少期から男女共生の考え方が自然に身につくよう、学校教育において発達段階に応じた指導の充実につとめます。

施策・事業	実施内容	担当課
①男女平等教育・健康教育・性教育・福祉教育などの「心の教育」の充実	人間としてよりよく生きるために、学校教育において、「子どもの自立と共生」（※）を基本とする「心の教育」を推進し、思いやりのある心や正義感、倫理観、生命を尊重する意識などを育みます。 また、児童生徒の心身の発達段階に応じ、学校運営全体を通じて、男女の平等や人権の尊重、相互の協力、理解についての指導の充実をはかります。 ※「子どもの自立と共生」とは、徳・知・体（豊かな人間性・確かな学力・健やかな体）をバランスよく身につけ、自らの力で、よりよく生きようとする資質を育てるとともに、さまざまな立場の人を理解し、互いに高めあいながら生きていこうとする心の醸成をはかることです。	学校教育課
②教職員研修の充実	生命尊重や人権尊重、男女共生などの意識を高めることができるよう、教職員等の研修の充実につとめます。	教育研究所
③進路指導、生徒指導の充実	児童生徒が自らの生き方を考え、個性を活かし、可能性を伸ばすことができるような進路指導につとめます。 また、全職員の共通理解に立った生徒指導体制づくり、スクールカウンセラーなどによる心の悩み、いじめの相談への対応など、一人ひとりの個性を認めあい、互いに高めあえる生徒指導の充実をはかります。	学校教育課

④メディア・リテラシーの向上支援	一人ひとりが、テレビやインターネットをはじめ、さまざまなメディアが日常生活に及ぼす影響を理解するとともに、その情報を適切に取捨選択し活用ができるよう、メディア・リテラシー（※）を向上させるための情報教育を推進します。 ※「メディア・リテラシー」とは、情報を評価し読み解き発信する能力のことです。	学校教育課
------------------	---	-------

(2) 社会教育における男女共生についての学習の推進

男女が生涯を通じて対等なパートナーシップを育めるよう、人権の尊重、男女の相互理解や相互協力などについての学習機会の充実をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課
①生涯を通じた学習の推進	市民サービスセンターや児童館などで、仲間との出会いや語り、交流を通じた情報交換の場を充実させるとともに、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた学びの機会を提供します。	生活総務課 市民サービスセンター 長寿福祉課 子ども育成課 生涯学習室
②学びの支援体制と情報提供・相談体制の充実	多くの市民が男女共生の視点に立った学習ができるよう、民間や市民活動団体、行政などで開催する各種学習の情報提供や情報収集、学習相談、情報交換の各機能を有する情報提供ネットワークサービス「学びの総合窓口」の充実をはかります。 また、市民に幅広く男女共生意識が浸透するよう、SNSを活用した情報提供を行い、メディアの表現によって人権が侵害されることのないよう、情報の適正な活用を促す取り組みを進めます。	生活総務課 生涯学習室
③有害環境の浄化活動の推進	青少年に有害な図書、DVD等の販売状況の調査や情報収集を行うとともに、関係機関・団体との連携をはかりながら、環境の浄化につとめます。	子ども未来センター

基本目標2 みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち

1 人権の尊重、生命や家族を大切にすること意識の醸成

男女共生社会は、誰もが生まれながらにして持つ、人としての権利が守られ、互いが互いを尊重する、人権の尊重を基盤としています。

人権意識を育む学習機会の充実とともに、偏見や差別などの人権侵害への相談体制の整備を通じて、人権の尊重、生命や家族を大切にすること意識の醸成をめざします。

(1) 人権教育の推進

学校教育や社会教育における人権教育を推進するとともに、社会性を培い、人権意識を育む家庭の教育力向上に取り組めます。

施策・事業	実施内容	担当課
①学校教育における人権教育の充実	一人ひとりがお互いの人権を尊重し、対等・平等な男女共生意識を育ていけるよう、学校教育の「心の教育」において人権教育の充実をはかります。	学校教育課
②社会教育における学びの機会の充実	人が社会的に自立していく力を養う基礎は家庭生活にあることから、社会教育における家庭の教育力向上のため、学びの機会の充実をはかります。	生活総務課 生涯学習室 市民サービスセンター
③人権の大切さを学ぶ機会の充実	学校教育や社会教育の場で学んだことを実践できるよう、保育体験や両親学級などを通じて生命の尊重や家族を大切にすること意識を高めます。	生活総務課 子ども育成課 子ども健康課

(2) 性的指向（※1）・性自認（※2）への理解の推進

性的指向や性自認に対する社会的偏見や差別をなくすための理解推進に取り組み、多様性を認めあう人権意識の啓発を進めます。

※1 「性的指向」とは、どのような性別を恋愛や性愛の対象とするのかということです。

※2 「性自認」とは、自分の性別をどう認識しているかということです。

施策・事業	実施内容	担当課
①多様性に対する理解の推進	LGBTQ（※1）など性的少数者（※2）を対象とした「秋田市パートナーシップ宣誓制度」の周知をはかるとともに、関係団体と連携し、性的指向や性自認に対する社会的偏見や差別をなくすための取り組みを進めます。	生活総務課

	※1「LGBTQ」とは、L(レズビアン＝女性の同性愛者)、G(ゲイ＝男性の同性愛者)、B(バイセクシュアル＝両性愛者)、T(トランスジェンダー＝生まれた時に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人)、Q(クエスチョニング＝性的指向や性自認が明確でない人、定義づけしたくないなど、クィア＝「奇妙な、独自の」という意味の言葉で、性的少数者の総称の1つ) ※2「性的少数者」とは、同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーやその他多様な性自認や性的指向を持つ人	
②学校教育における理解の推進	性の多様性に関する理解を深め、支援体制の充実がはかれるよう、教職員等の研修の充実につとめます。	教育研究所

(3) 相談機能の充実と関係機関との連携強化

夫婦関係や人間関係、差別、経済的な問題など、一人ひとりの悩みにあわせて相談にきめ細かく対応できるよう、相談体制の充実と、関係機関とのさらなる連携の強化をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課
①複合的な問題に対応できる相談しやすい体制の確保	悩みや困難を抱えた市民の状況にあわせて、電話、来所、訪問など、相談しやすい体制の確保につとめるとともに、ケース検討会の開催など専門機関との連携を深め、問題解決につながるよう支援します。 また、性的指向や性自認に関する相談について、関係機関との連携をはかります。 さまざまな機会を通じて各種相談窓口の一層の周知をはかります。	生活総務課 市民相談センター 福祉総務課 子ども未来センター 健康管理課

(4) 生活上の困難を抱える世帯への支援

生活上の困難を抱える世帯のニーズにあわせて、生活や就業について必要な支援や情報提供などを行います。

施策・事業	実施内容	担当課
①生活上の困難を抱える世帯への支援	生活上の困難を抱える世帯の自立促進のため、それぞれの家庭の状況に応じて、就労への支援や経済的支援を総合的に行うほか、子どもの貧困対策を進めるため、関係機関などと連携をはかるとともに、ヤングケアラー(※)とされる子どもの	福祉総務課 子ども総務課 子ども育成課 学事課 子ども未来センター

	把握につとめ、支援につなげます。また、ひとり親家庭への支援のために就業・自立支援プログラムの策定につとめるなど、家庭環境の向上をはかります。 さらに、生活困窮世帯の中学３年生を対象に、高校進学を支援するための学習指導を行うほか、所得に応じた保育所や幼稚園などの保育料の負担軽減や、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担軽減などの支援を行います。 ※「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。	
--	--	--

２ 心身の健康や性への配慮

毎日の社会生活を充実したものにするためには、体と心の健康が大切です。

そのためには、一人ひとりの健康状態に応じた適切な自己管理を行える環境を整えるとともに、男女の健康上の問題が異なることを理解し、お互いを認めあい気遣いあうことが大切です。

女性のみならず男性にとっても、母性の社会的役割や重要性を理解することは、とても大切なことです。特に女性にとって妊娠、出産、育児における健康の確保は重要であり、周囲の適切な支援や情報提供が必要となります。また、暴力や虐待などにより女性の心身の健康や人権が脅かされることをなくす取り組みも重要です。

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

誰もが生涯を通じて心身ともに健康でいられるよう、健康教育や生涯スポーツなどを通じた健康づくりを推進します。

施策・事業	実施内容	担当課
①健康教育や相談、健康診査等の充実	乳幼児から高齢者まで、男女がともに生涯にわたり健康を保つため、それぞれの性別やライフステージにあわせて健康教育や各種相談、情報提供などの充実をはかります。 また、疾病や生活習慣病、性感染症・エイズ予防対策のため、健康診査や各種検診などの充実をはかるとともに、がんなど重篤な病気とともに生きる方の社会参加と療養生活の質の向上を支援します。 さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の適切な情報提供と防疫体制の整備につとめます。	特定健診課 保健総務課 保健予防課 健康管理課 子ども健康課

②生涯スポーツの推進による体力づくり	市民の誰もが、生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりのため、「はずむスポーツ都市推進事業」（※）の充実をはかります。 ※「はずむスポーツ都市推進事業」とは、幅広い世代の人たちが健康づくりに取り組めるイベントや講習会などを実施し「第4次秋田市スポーツ振興マスタープラン」の推進をはかるための事業です。	スポーツ振興課
③食育の推進	望ましい食習慣を身につけ、安心して子育てできるよう、妊婦や乳幼児とその保護者を対象に食事指導や個別相談などを行います。 また、児童生徒の心身の健康増進をはかるとともに、豊かな人間性を育むため、望ましい食習慣の指導をはじめとする食育の推進につとめます。	子ども健康課 学校教育課
④こころの健康づくり	こころの健康づくりの普及啓発を進めるとともに、悩みや不安を一人で抱え込んでこころの健康状態を崩すことがないように、相談体制の整備や窓口の周知、関係機関の連携強化につとめます。	健康管理課 学校教育課

(2) 女性の健康維持と増進

妊娠、出産、育児をはじめとして、女性がライフステージに応じ、適切に健康の維持、増進ができる支援体制の充実につとめます。

施策・事業	実施内容	担当課
①女性の健康についての理解と啓発	女性が総合的な健康づくりに取り組めるよう、食事や運動の講話や実技指導を行うとともに、母性についての社会的役割や重要性についての学習機会の充実をはかり「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（※）の理解と啓発につとめます。 ※「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」とは、性と生殖に関する「健康」と「権利」のことです。健康としては「安全な出産」などが、権利としては「子どもを産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由」、「性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利」などがあげられます。	保健予防課 子ども健康課
②母性保護と母子保健の充実	安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりのため、秋田市版ネウボラ（※）や健康教育、訪問指導の充実、不妊に悩む方への支援のほか、妊産婦健康診査や乳幼児健康診査などの周知をはかります。	生活総務課 子ども健康課

	また、市立秋田総合病院と連携し、仕事のため日中に検診を受けることができない方などに、夕暮れ乳がん・子宮頸がん検診の周知をはかります。 ※「秋田市版ネウボラ」とは、妊娠届や転入時に母子保健コーディネーター（助産師）が全ての妊婦と面接を行い、必要に応じて支援プランを作成して関係機関と連携しながら、継続的な支援を行うものです。	
--	---	--

(3) 虐待や暴力の根絶

あらゆる虐待や暴力、人権侵害の根絶をめざし、防止対策や被害者保護の充実につとめます。

施策・事業	実施内容	担当課
①あらゆるハラスメントや暴力の防止対策と被害者保護の充実	セクシュアル・ハラスメント（※１）をはじめとしたあらゆるハラスメントやドメスティック・バイオレンス（※２）、ストーカー行為（※３）が犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、社会の共通認識になるように、関係機関との連携のもと、情報提供や相談体制の充実につとめます。 また、ドメスティック・バイオレンスやストーカー行為の被害者の住所情報の保護、緊急一時的な避難や保護が必要な場合も含め、適切に対応できるよう、関係機関との連携をはかります。 ※１「セクシュアル・ハラスメント」とは、「性的いやがらせ」のことで、就労や就学の場合などで、相手方の意に反する性的な発言や行動によって、相手方に不快感や苦痛感を与えることです。 ※２「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者や恋人というような親密な関係にあるパートナーからの暴力のことをいいます。 ※３「ストーカー行為」とは、特定の者やその家族などに対して、恋愛や怨恨の感情を充足するため、つきまといや待ち伏せ、電話やメールなどを反復して行う行為のことをいいます。	人事課 生活総務課 市民課 子ども未来センター 企業立地雇用課
②児童虐待の防止対策および被害者保護の充実	児童虐待が、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であることについて、社会の共通認識になるように、関係機関との連携のもと、情報提供や相談体制の充実につとめます。	子ども未来センター

	また、要保護児童対策地域協議会を活用し、児童虐待の早期発見・早期対応をはかるとともに、各種イベントなどを通じ、市民などに対して虐待防止の啓発につとめます。	
--	--	--

基本目標 3 みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち (秋田市女性活躍推進計画)

1 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女共生社会を実現するためには、政治、経済、文化など社会の幅広い分野で男女が等しく参画することが重要です。

しかし、実際は、政策・方針決定の場における女性の参画率が低いなど、男女が等しく参画することができていない状況にあります。

男女双方の多様な意見が反映される社会を実現するために、あらゆる分野における女性の活躍を推進するとともに、意思決定の場に女性が参画する機会の拡充に取り組みます。

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画推進

知識や能力を備えた女性が、その能力を十分に発揮できるよう、政策や方針決定の場への女性の参画機会の拡充に取り組みます。

施策・事業	実施内容	担当課
①女性の人材の育成	幅広い知識、技能習得のための学びの機会や情報、活動・交流の機会を提供し、女性の人材の育成および活躍を推進します。 また、各分野で活動している女性を審議会などの委員候補として「女性人材リスト」に登録するなど、人材情報の充実につとめます。	生活総務課
②多様な選択を可能にする学びの機会の充実	女性の社会参画を推進するため、教育や生活、防災などの地域課題をテーマにした講座を開催するほか、市民が自ら企画立案する講座に助成するなど、多様な選択を可能にする学びの機会の充実をはかります。	生活総務課
③企業・各種団体などにおける女性の参画推進	イベントの開催や情報提供を通じて、女性の活躍推進に関する意識の醸成をはかるなど、企業や各種団体などにおける女性の参画を推進します。	生活総務課
④女性管理職の登用拡大	人材育成講座などを通じて、キャリアアップやネットワークづくりの機会を提供し、企業などにおける女性管理職の登用拡大を進めます。 また、本市職員の意識改革やキャリア形成のための研修などを通じて、市役所における女性管理職の登用拡大を進めます。	人事課 生活総務課 企業立地雇用課

⑤女性の公職参画の拡大	本市の各種審議会などにおける女性の参画を推進し、女性委員の割合が50%に近づくよう、関係課所室に働きかけるとともに、女性人材リストによる情報提供を進めます。	生活総務課
-------------	--	-------

2 ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場環境の向上

誰もが性別により差別されることがなく、能力を十分に発揮することができる雇用環境を整備することは、男女共生社会の実現に極めて重要です。

性別にとらわれない採用・配置・昇進を一層進めるため、女性活躍推進法をはじめとした各種法律・制度の周知徹底をはかるとともに、多様で柔軟な働き方の支援、環境整備を進めます。

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の改善

誰もが、性別や年齢により差別されることがなく、能力を十分に発揮して働くことができるよう、男女の雇用機会均等と待遇の改善の促進をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課
①女性活躍推進の視点に立った法律・制度の普及徹底と利用促進	職場における女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、労働基準法などの周知を徹底します。 また、事業所としての本市が率先して旧姓使用を推進するほか、女性活躍推進法に基づく認定制度など各種制度の利用促進をはかります。	人事課 生活総務課 企業立地雇用課
②働きやすい職場環境の整備	女性が働きやすい職場づくりに取り組む企業に対し、就労環境の整備に係る費用を助成します。 また、非正規社員を正社員に転換した企業に対して支援するほか、新入社員の早期離職を抑制するためのセミナーを開催するなど働きやすい職場環境の整備を進めます。 また、性別などにより差別されることがなく、働きやすい職場環境づくりを進めます。	企業立地雇用課 生活総務課
③女性家族従事者の環境向上の促進	農家民宿や農家レストランなど6次産業化への取り組みに女性農業従事者の参画を促し、多様な視点から農業の多角化を進め、農村地域における所得や雇用の増大をはかります。 また、経営に携わる家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発	産業企画課 農業委員会事務局

	揮できるようにするために、「家族経営協定」(※)の普及を呼びかけます。 ※「家族経営協定」とは、農業経営や生活・将来の目標(経営の目標・役割分担・収益の配分・生活上の諸事項など)について家族で話しあい、確認したことを家族のルールとして文書化することです。	
--	---	--

(2) 多様で柔軟な働き方を可能にする労働環境の整備

誰もが能力を十分に発揮することができるよう、自身の生活状況などに合わせた多様で柔軟な働き方を選択し、それを可能にする労働環境の整備を促します。

施策・事業	実施内容	担当課
①パートタイム労働法をはじめとする法律・制度の普及徹底と利用促進	男女を問わず、すべての勤労者が安心して仕事と家庭の両立ができるように、パートタイム労働法(※1)や労働者派遣法(※2)などの周知徹底をはかるとともに、各種制度の利用を促進します。 ※1「パートタイム労働法」とは、正式名称は、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」です。この法律では、短時間労働者の適正な労働条件の確保、雇用管理の改善、通常の労働者への転換の推進、職業能力の開発及び向上に関する措置などについて定められています。 ※2「労働者派遣法」とは、正式名称は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」です。この法律では、派遣労働者の雇用の安定などを目的として、労働者派遣事業の適正な運営の確保、派遣労働者の保護などに関することが定められています。	企業立地雇用課
②就業援助・資格取得などへの支援	多様で柔軟な働き方や再就職を後押しする講座の開催などにより、出産や育児などで仕事を離れた女性の再就職を支援します。 また、求職者の就職や非正規雇用者の正規雇用転換、正規雇用者のキャリアアップなどに役立つ資格の取得に対する助成などの支援を行います。	生活総務課 企業立地雇用課
③求人情報の提供と専門機関との連携	求職者が希望する職業に就けるように、ハローワーク、あきた就職活動支援センターや高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関と連携し、求人情報の提供につとめます。 また、雇用や労働に関するさまざまな問題に対応するため、専門機関との連携をはかります。	企業立地雇用課

④起業家への支援	あきた企業活性化センターなどの関係機関と連携して総合的な相談体制を整えるほか、創業支援施設「チャレンジオフィスあきた」での入居者支援や専門家による創業・経営相談、セミナーを開催するなど、起業家への支援を行います。 また、市内で法人を設立して新たな事業を開始しようとする方に対して必要経費を補助します。	商工貿易振興課
----------	--	---------

(3) 仕事と子育て・介護などの両立

誰もが性別にかかわらず、仕事と家庭生活が両立できるよう、子育て支援制度および介護サービスの充実、利用促進をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課
①育児・介護休業法をはじめとする法律・制度の普及徹底と利用促進	男女を問わず、すべての市民が安心して仕事と家庭の両立ができるよう、育児・介護休業法などの周知徹底をはかるとともに、育児・介護休業制度や短時間勤務制度などの利用促進をはかります。 また、仕事と子育て・介護などの両立を支援するため、保育所、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター、介護サービスなどの制度の充実および利用促進をはかります。	介護保険課 子ども育成課 施設指導室 子ども未来センター 企業立地雇用課
②ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と育児の両立支援に取り組む企業を「秋田市元気な子どものまちづくり企業」として認定・表彰するほか、秋田市版イクボス宣言プロジェクト（※）などの取り組みを通じて、ワーク・ライフ・バランスを推進します。 また、男女がともに仕事と子育て・介護などを両立できるよう、秋田市オリジナル父子手帳の配布や講座の開催、パネル展示などによる意識啓発を進めます。 ※「秋田市版イクボス宣言プロジェクト」とは、仕事と子育ての両立など、ワーク・ライフ・バランスをとりながら働くことに理解がある上司＝イクボスを普及し、子どもを安心して生み育てられる労働環境の整備につなげる秋田市のプロジェクトです。	生活総務課 子ども総務課

3 誰もが安心して働くことができる生活環境の整備

男女共生社会は、人生の各段階に応じて、生きがいや充実感を持って仕事や家庭・地域生活における役割や責任を担い、多様な生き方が選択できる社会です。

その実現のために、誰もが安心して働くことができる生活環境の整備に取り組めます。

(1) 生活上の困難を抱える世帯への支援（再掲）

生活上の困難を抱える世帯のニーズにあわせて、生活や就業について必要な支援や情報提供などを行います。

施策・事業	実施内容	担当課
①生活上の困難を抱える世帯への支援	生活上の困難を抱える世帯の自立促進のため、それぞれの家庭の状況に応じて、就労への支援や経済的支援を総合的に行うほか、子どもの貧困対策を進めるため関係機関などと連携をはかるとともに、ヤングケアラー（※）とされる子どもの把握につとめ、支援につなげます。また、ひとり親家庭への支援のために就業・自立支援プログラムの策定につとめるなど、家庭環境の向上をはかります。 さらに、生活困窮世帯の中学3年生を対象に、高校進学を支援するための学習指導を行うほか、所得に応じた保育所や幼稚園などの保育料の負担軽減や、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担軽減などの支援を行います。 ※「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。	福祉総務課 子ども総務課 子ども育成課 学事課 子ども未来センター

基本目標 4 誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち

1 自律と支えあいによる人生の質の向上

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができる成熟したまちづくりを実現するためには、お互いを気遣いあい、多様性を受け入れることが大切です。

性別や年齢、職業、身体状況、国籍などをこえて市民が集い、自助・共助による支えあいにより、心豊かな人生を送ることができる環境の整備に取り組みます。

(1) 地域福祉の充実

人口減少・少子高齢化が進行する中で、すべての市民が、地域で安心して暮らしていけるよう、ともに支えあい、助けあう地域づくりを推進します。

施策・事業	実施内容	担当課
①地域福祉の推進	地域福祉活動の推進のために、ひとり暮らし高齢者などの孤立予防および災害時要援護者の避難支援などの地域で支えあう体制づくりをはじめ、地域住民の福祉活動やボランティア活動などを促進します。	福祉総務課
②エイジフレンドリーシティの推進	高齢者がいきいきと活躍でき、活力ある健康長寿社会をめざし、「エイジフレンドリーシティ(※)の実現」に取り組みます。 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、セミナー開催や通信の発行などを通じた意識啓発、高齢者の活躍・生きがいづくり、住民主体によるコミュニティ活動の推進、産学官民一体の共創体制の推進をはかります。 ※「エイジフレンドリーシティ」とは、世界保健機関（WHO）で提唱されたプロジェクトで「高齢者にやさしい都市」という意味です。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活し、社会参加・社会参画しやすい環境づくりをめざし、バリアフリー化や都市生活の利便性向上をはかるために本市の構想として第14次秋田市総合計画に掲げています。	長寿福祉課

(2) 社会福祉の充実

医療、保健、福祉各分野の連携を強化し、社会福祉サービスの充実をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課
①児童福祉の充実	すべての子どもが健やかに育つことができるよう、地域における子育て支援体制の整備や医療費の助成を行うなど、子育て家庭に対する支援の充実をはかります。	子ども総務課 子ども未来センター
②障がい者福祉の充実	障がい者が地域のなかで安心して生活できるよう、サービス提供体制を整備するとともに、一人ひとりの個性や能力を社会の中で発揮できるよう、社会参加を促進します。	障がい福祉課 健康管理課
③高齢者福祉の充実	高齢者が地域のなかで安心して生活できるよう、サービス提供体制を整備するとともに、一人ひとりが自立し、自らの能力を活かして積極的に社会にかかわることができるよう、社会参加を促進します。	長寿福祉課

(3) 安全・安心・快適な毎日の実現

すべての市民が、安全・安心・快適に暮らしていけるよう、生活環境の整備に取り組みます。

施策・事業	実施内容	担当課
①消防・救急体制の充実	防火対策を進めるために、消防団や自主防災組織などの組織強化を推進し、連携強化につとめるとともに、女性消防団員の加入および育成を推進するなど、多様な担い手による組織の充実につとめます。 また、効率的な救急体制を構築するために、救急車の適正利用意識の啓発を進めながら、市民による応急手当が日常的に実践される社会の形成をはかります。	消防本部警防課 消防本部救急課
②危機管理体制の確立	市民相互の助けあいにより災害における被害を軽減するため、地域防災力の強化をめざして研修会や資機材の助成を行うなど、自主防災組織（※）の育成をはかります。 また、災害時に避難の支援が必要な障がい者や	防災安全対策課 市民サービスセンター 福祉総務課 障がい福祉課 長寿福祉課

	高齢者の情報を的確に自主防災組織などに提供し、安全の確保につとめるとともに、関係団体との連携によりボランティアの受入体制を整備します。 ※「自主防災組織」とは、地域の防災力を最大限に発揮するため、平時における防災知識の普及や防災訓練の実施および災害発生時における情報の収集・伝達や避難誘導、被災住民の救出・救護などの自主的な防災活動を組織的かつ実効性のあるものとするためにつくられる組織です。	
③健全な消費の確保	市民の消費生活の安定と向上のため、消費者教育や啓発を充実させるとともに、消費者トラブルを早期かつ迅速に解決するため、相談体制の充実・強化につとめます。	市民相談センター 学校教育課

2 市民協働によるまちづくり

市民活動団体やボランティア、地域の住民など、市民が当事者として主体的に関わっていくまちづくりを進めます。

そのため、特定の性別や年齢に偏ることなく多様な市民の参画による市民協働が推進されるようつとめます。

(1) 市民の主体的な活動の実現

地域づくり組織や市民活動・地域（自治）活動への支援などにより市民の主体的な活動の促進をはかります。

施策・事業	実施内容	担当課
①地域づくり組織の支援	市と市民が連携して、地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりを展開できるよう、地域づくり組織（※）などの活動を支援します。 ※「地域づくり組織」とは、市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域の市民と市の協働によるまちづくり活動の提案などを行う組織です。	市民サービスセンター
②自治活動の支援	地域自治活動の振興と住民の市政への参画をはかるため、地域自治活動の拠点であるコミュニティ施設の整備・充実につとめるとともに、地域団体による指定管理者制度の導入を進めます。 市民サービスセンターにおける情報提供・発信などの地域支援活動や地域づくり交付金により、地域住民で構成される町内会などが住みよいまちづくりをめざす主体的な活動に取り組むことで、	生活総務課 市民サービスセンター

	さらなる地域の活性化がはかれるよう支援します。 町内会に対し、町内防犯灯の電気料一部助成や活動費の助成、集会施設の整備などの補助・貸付けを行うほか、地域の課題解決をめざす取り組みへの地域づくり交付金の交付など、自治活動への支援を行います。	
③市民活動の育成・支援	市民活動の育成・支援をはかるため、市民交流サロンにおける情報提供・発信、交流企画、活動支援講座、市民活動支援アドバイザーによる支援などの一層の充実をはかり、市民活動団体、学生、ボランティアなどによる実践を重ねながら、公共を支える存在へと発展するよう支援します。	市民サービスセンター

(2) 国際理解と国際交流の推進

人種や国籍、文化などの違いをこえて多様性を認めあう意識を醸成するとともに、国際的な動向を把握し、世界の動きを見据えた男女共生の推進をめざします。

施策・事業	実施内容	担当課所室
①多文化の理解と共生の推進	多様な文化をもつ住民が、相互理解を深めながら、地域の一員として暮らしていくため、外国人住民への日本語^{学習}やコミュニケーションの支援などを行うとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成をはかります。	企画調整課 生活総務課
②男女共生の国際的水準の把握と達成に向けた取り組みの推進	国連を中心として展開される、女子差別撤廃条約などをはじめとする国際条約や各種の国際的な規範・基準の内容を遵守し、その達成に向けた取り組みを推進します。	生活総務課

重点取組事項

		指標	現状値	目標値	担当課所室
基本目標1	性別によって役割が決まることのない、みんながいきいきと共生できるまち	男は外で働き、女は家庭を守るべきであるという考え方 (出典: 令和3年度男女共生と多様性に関する市民生活調査)	反対派 62.6%	反対派 70.0% (令和9年度)	生活総務課
		社会教育事業参加者数	55,826人	53,199人	生涯学習室
基本目標2	みんなの人権が尊重され、健康で心豊かに生きることができるまち	成人の週1回以上のスポーツ実施率	58.6%	65.0%	スポーツ振興課
基本目標3	みんなが個性と能力を発揮する多様性に富んだ活力あるまち ＜秋田市女性活躍推進計画＞	審議会等の女性の公職参画率	30.8%	50.0%	生活総務課
		アンダー40正社員化促進事業における正規雇用転換者数	1,621人	2,000人	企業立地雇用課
基本目標4	誰もが自分らしく暮らすことができ、みんなで支えあうまち	災害時要援護者の個別避難支援プラン作成件数	1,512件	2,700件	福祉総務課
		市民交流サロンの講座参加者数	381人	349人	中央市民サービスセンター

出典: 第14次秋田市総合計画(令和3～7年度)

※目標値は暫定値。令和5年3月●日時点で最新値に置き換える。

V 計画推進のために

基本理念「お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現」のため、4つの基本目標のもとにさまざまな施策・事業を実施するとともに、男女共生を所管する生活総務課が主体となり、次のような計画推進のための取り組みを行います。

1 計画の充実

男女共生は、家庭、学校、地域、職場など市民生活全般にかかわることから、幅広い施策・事業の連携のもと、総合的に計画を推進します。

また、計画期間内に緊急な課題や新たな取り組みが必要になった場合には、見直しを行うなど計画の充実をはかります。

2 男女共生推進会議による施策・事業の充実

計画の推進には、適切な現状把握や課題の抽出・分析に基づき施策・事業を実施する必要があり、そのためには、専門的な見地からの検証が不可欠です。

男女共生にかかわるさまざまな分野の有識者により構成される秋田市男女共生推進会議（※）の意見、助言を活かし、施策・事業の充実をはかります。

※ 秋田市男女共生推進会議設置要綱に基づき、男女共生社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な実施に資するため、市長の諮問に応じて調査審議する機関です。また、女性活躍推進法第23条第1項に規定する協議会に位置づけています。

3 計画の進捗管理・評価

計画に基づく施策・事業がめざす成果を得られるよう、計画の進捗管理・評価を行います。

(1) 計画全体の評価

計画全体の評価は、令和5年度からの5年間の計画期間における、4年目に男女共生に関する市民生活調査を実施し、市民への男女共生意識の浸透度や実践状況などを、3年度に実施した調査結果と比較、評価を行い、その結果を次期計画策定の基礎資料とします。

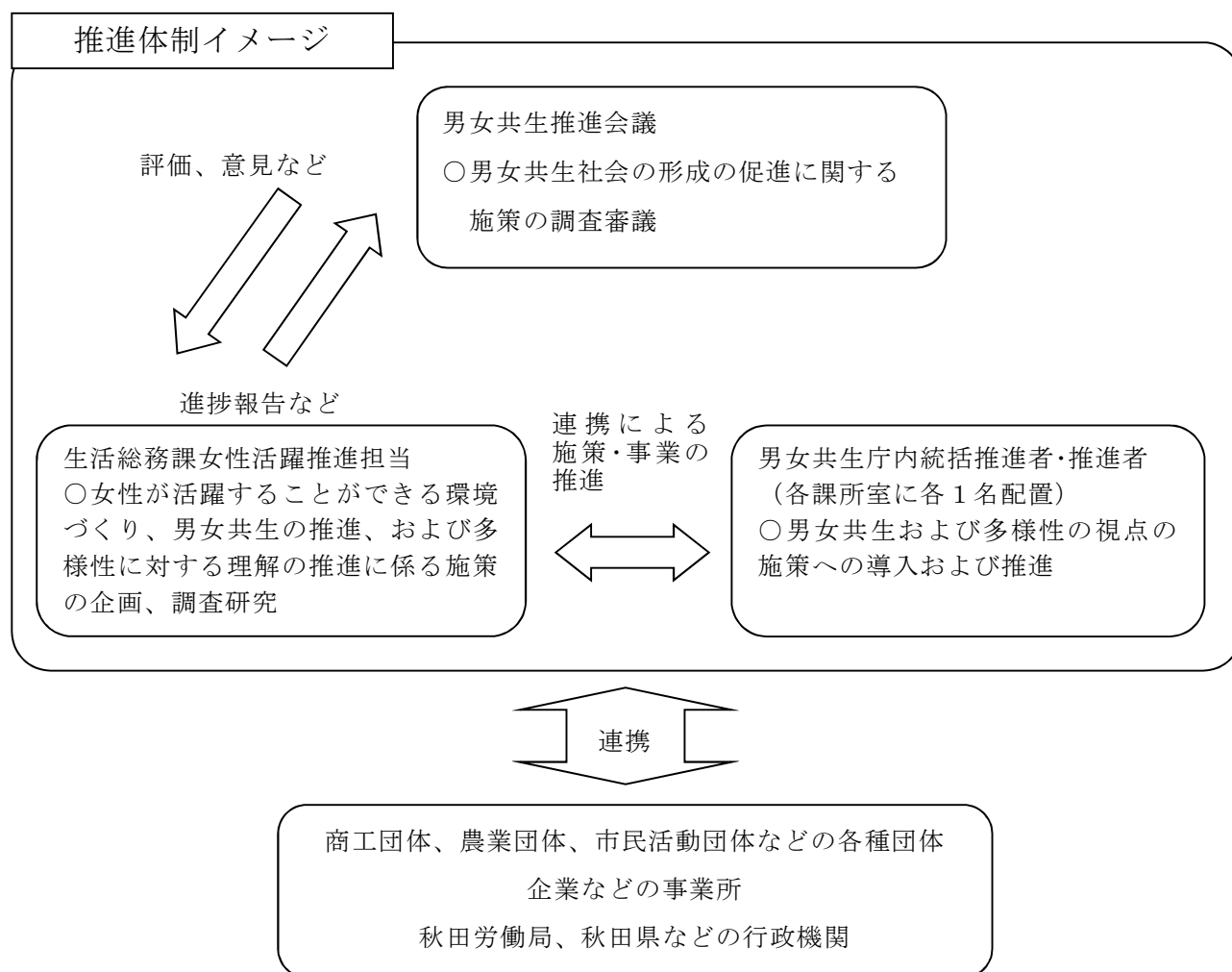
(2) 施策・事業の評価

施策・事業については、毎年度、実施状況を調査します。あわせて、重点取組事項に位置づけている施策・事業については、数値目標に対する現況についても調査し、取りまとめます。

取りまとめた結果は、秋田市男女共生推進会議において審議し、進捗状況の確認および評価を行います。

4 推進体制の整備

計画の推進には、多くの市民が男女共生や多様性について考え、実践していくことが大切です。そのため、市役所内における男女共生の推進体制を構築するだけでなく、各種団体、事業所、行政などが連携し、地域全体で総合的、計画的に施策・事業の展開をはかります。



5 男女共生意識の浸透をはかる広報・イベントなどの充実

本市がめざす男女共生社会は、市民一人ひとりの心のなかで育まれる、男女共生意識に支えられるものです。

市民が、男女共生や多様な性のあり方を考えるきっかけづくりとして、講座の開催やわかりやすい資料の作成や広報誌の発行、企業や各種団体と連携したイベントなどの開催に取り組みます。また、広報あきた、ホームページ、生活総務課インスタグラム等、各種メディアを活用した情報提供の充実につとめます。

6 事業所の取り組みへの支援

男女共生社会の実現には、多様性を認めあい、いきいきと働くことができる職場づくりが大切です。男女共生や女性活躍推進に積極的に取り組む事業所を市民に紹介するとともに、評価項目に男女共生の項目を加えた総合評価落札方式(※)の運用や出張講座、事例紹介などを通じ、事業所の取り組みへの支援を行います。

また、国や県などの取り組み状況や事業所のニーズを踏まえ、常に効果的な支援の在り方を検討していきます。

※「総合評価落札方式」とは、価格に加え、技術力や地域貢献などの総合評価により落札者を決定する入札方式です。本市では、評価項目に「男女共同参画職場づくり事業における加点対象者認定」を加えています。

7 未来を見据えた調査・研究の実施

男女共生は、国際連合を中心とした世界の動向、男女共同参画社会基本法や女性活躍推進法などに基づく国の取り組みなどを踏まえ、各自治体の実情に即した取り組みが必要です。

日本女性会議(※1)や国立女性教育会館(※2)などで実施する研修会に参加し、課題解決に向けた先進事例などの情報収集を行うとともに、国、県や市民活動団体などとの連携のもと、本市における男女共生の未来を見据えた調査・研究に取り組みます。

※1「日本女性会議」とは、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るとともに、参加者相互の情報ネットワーク化をはかることを目的とした全国規模の会議です。平成28年(2016年)10月に第33回大会が秋田市で開催されています。

※2「国立女性教育会館」とは、男女共同参画社会の形成に資することを目的に、研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進・実施する独立行政法人です。